

黒塗りじゃわかりません！ 何も隠さず全開示を！！

第2回口頭弁論 2016年10月14日(金) 11時30分～

803号法廷(東京地裁8階)に集まろう！

<第1回 報告>2016年8月5日、第1回口頭弁論がありました。支援の傍聴、ありがとうございました！

Aさんの「おそれはない。全開示を求める」という訴状に対する東京都の答弁は、これまでの開示請求と特に変わらず「精神保健法に基づく入院措置」について、抽象的な「おそれ」を繰り返すものでした。

都がAさんのカルテを一部非開示にしたのは「特定の指定医により精神障害者であって入院措置を要するという診断がされた旨の情報に接した場合、誰しものが例外なくこれを従順かつ平穩に受容するという事態は想定し難く、それらの者の中には、深刻に思い悩み、当該指定医の診断に誤りがあるのではないかと強く疑い、当該指定医に対して怒りの念を抱くに至る物がないともいえず」などと、答弁書で述べました。

障害者権利条約のインフォームド・コンセントについては「精神保健福祉法の上記条約適合性は、本件処分の適合性とは無関係である上、同条約が具体的な権利として、原告の主張する権利を保障したものとはにわかに解し難い」などとも述べました。

Aさんは都の答弁書について「今までと違う点は「精神障害者」という言葉が増えている。個別性を鑑みずに、一律に規制されることはおかしいので、合理的な理由がないなら開示すべき」と主張しました。

裁判官は「『おそれがある』の判断は、抽象的か具体的かが議論になる。『おそれ』とはどういうものか、双方の意見を出しあうことになる」と述べました。

また、すでに開示されている「現病歴」に本人弁以外の第3者情報が含まれていること、さらに、都から送られた付属書類にAさんと全く関係のない、他人の個人情報が含まれていたことが述べられ、次回の口頭弁論で都の説明を確認することになりました。

Aさんは「不正な診断を受けて隔離・拘束をされた人が、自分についての情報を明らかにしたいと考えるのは当然です。」「措置入院を決定する指定医約100人が、不正に資格を取得した疑いがあると報道されています。」「カルテ非開示が慣行である限り、不正な診断が形骸化します。」ということを含む、すべての主張をまとめて、東京地裁へ準備書面を提出しました。

【背景】(* 以下【背景】と A さんからみなさんへのメッセージは、前回のリーフレットと同じ内容です)

A さんは子どもの頃から家族による精神的、身体的な虐待を受けてきました。A さんが家庭内の嘘や問題を明らかにしようとするたびに、家族は精神科医と結託して精神疾患に結び付け、本人に内緒で薬をジュースに混ぜる、関係者と口裏を合わせて騙す、事実を黙らせるなどの対応を続けました。

措置入院の少し前には、家族は A さんについて「治安を乱さないように、しかるべき対応を講じるべきだというアドバイスを医師から受けている」ということを親戚へ話していました。措置入院はその延長上にあると思われます。事実関係の確認は、A さんの生活に欠かせない重要な事柄であり、権利です。

A さんは、措置入院決定後、54 日間入院した民間の病院に対しても診療録の開示請求を行い、そこでは医師等の職員名を含むすべてが開示されています。その診療録や、普段通院している病院の診断書も証拠として提出しました。また、開示に同意する旨の、家族の同意書も提出し「かようなおそれはない」と主張して、2016 年 6 月、一部非開示決定の取消しを求めて提訴しました。

これまでの間、東京都は条例を繰り返し述べるだけで、なぜ一部非開示なのかの説明をしていません。合理的な理由がないまま、安易かつ差別的に開示を拒むことは許されません。みなさまの関心が大きな力になります。ぜひ支援の傍聴をお願いいたします。

第 2 回口頭弁論

2016 年 10 月 14 日(金) 11:30～ 東京地方裁判所 803 号法廷

~~~~~ A さんからみなさんへ メッセージ ~~~~~

私の身に起きた出来事は、そもそも、当初から現在に至るまで、家族や他人(医療者等を含む)と私の中で起きた問題です。関係者の都合等で、事実を歪め、本来あるべき問題の解決から遠ざけ、そのことで苦しんで身動きが取れない状態像だけを切り取り、診断名をつけて投薬ないし拘禁することまで、現在でも医学とされたり、当然の医療とされたりしています。福祉サービスやピアなど、医療と隣接する領域も、結局は、おおむねそうした考え方を前提とするものです。今までどこで何をやっても、人間的で本来的な解決の道を歪められ、何もかもが、ますますややこしくこじれるばかりでした。本当に余りにもでたらめすぎます。こんなでたらめが、いつまでまかり通るのでしょうか？世の中はいつまで是認し続けるのでしょうか？30 年前、自ら精神科を受診してしまっ以来、医療の名の下、あまりにも歪められた渦中におかれ続け、私はその歪みの圧力に対して持ち堪えるのが精いっぱい、生きた心地がしたことはありません。その渦中から、本当の意味の脱出をしようと私は思っています。どうかご支援をよろしくお願いいたします。

発行 DPI 障害者権利擁護センター

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階

電話 03-5282-3137、FAX 03-5282-0017

e-mail kenriyogo@dpi-japan.org

お問い合わせ 担当:西田(ニシダ)